## 国立大学法人東京外国語大学留学支援共同利用センター規程

平成26年12月24日 規 則 第 56 号

改正 平成28年 3月25日規則第56号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)に、留学支援共同利用センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを推進・支援すると ともに、国内の連携大学を中心とした学生の留学・留学生支援などにより日本の大学教育 のグローバル化に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 本学学生の留学・留学生支援に関すること
  - (2) 国内連携大学の留学・留学生支援に関すること
  - (3) 海外に設置する、Global Japan Office との連携・調整に関すること
  - (4) その他センターの目的に沿った業務

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に定めるセンター員をもって組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 留学支援コーディネーター
  - (4) 留学支援相談員
  - (5) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

- 第5条 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
- 2 センター長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

(副センター長)

- 第6条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に 事故あるときはその職務を代行する。
- 2 副センター長は、学長が指名する教職員をもって充てる。

(センター会議)

- 第7条 センターに、第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センター会議を置く。
- 2 センター会議は、第4条に定めるセンター員をもって組織する。
- 3 センター会議は、センター長が主宰する。
- 4 センター会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。 (庶務)

- 第8条 センターに関する庶務は、関係課等の協力を得て留学生課において処理する。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター会議が定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学留学支援室規程(平成24年規則第129号)は廃止する。附 則
  - この規程は、平成28年4月1日から施行する。